

平成27年第1回長万部町総合教育会議（議事録）

- 1 開催日時 平成27年10月20日（火）
開会：午後2時45分 閉会：午後3時54分
- 2 開催場所 長万部町役場2階会議室
- 3 議題 《報告事項》
(1) 新教育委員会制度と総合教育会議について
《協議・調整事項》
(1) 長万部町総合教育会議の運営について
(2) 長万部町教育大綱の策定について
(3) その他
- 4 出席委員 町 長 木 幡 正 志 教育委員長 北 山 陽 子
教育委員 村 上 学 教育委員 小 野 雄 二
教育委員 大 山 喜美子 教 育 長 鈴 木 祐 司
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議に出席した事務局職員等
事 務 局 本 前 武 広（総務課長）
事務局・説明員 佐 藤 久（総務課総務係長）
説 明 員 横 井 由紀子（教育委員会事務局教育次長）
説 明 員 米 代 剛（教育委員会事務局主幹兼学校教育係長）
説 明 員 池 田 稔（教育委員会事務局主幹兼社会教育係長）
説 明 員 前 田 和 也（教育委員会学校給食センター主査）
- 7 傍聴者 なし
- 8 議事の経過 別紙のとおり

開会

●事務局（総務課長）

それでは、定刻となりましたので、平成27年第1回長万部町総合教育会議を開会いたします。

本日、会議の進行を務めさせていただきます、総務課長の本前と申します。どうぞよろしくお願いたします。失礼ながら着席して続けさせていただきます。

はじめに、確認事項が1点ありまして、傍聴者については、ホームページで10名までと周知いたしました。今回は希望者がおりませんでした。原則、公開ということになっております。今後、傍聴者がいることもあるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第にそって進めさせていただきます。はじめに、町長から開催にあたってのご挨拶をお願いたします。

●木幡町長

こんにちは、今日始めて、津波避難訓練を国縫でやらさせていただきました。国縫の自治会の人方が結構大勢集まって頂いて、2箇所です。避難訓練をやったんですが、大変盛会なうちに第1回目を終了して、数々の多くの欠点も、それから弱点も改正点も見出してきたところで、非常に勉強になったなと思っております。

教育委員の皆さま、本日は第1回の総合教育会議にお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

教育委員の皆さまには、日頃より子ども達の教育の充実・発展・健全育成のためにご尽力を頂き、心から感謝申し上げます。

さて、この総合教育会議についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されたことに伴い、町長と教育委員会という対等な執行機関同士が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るための協議・調整の場として、すべての地方公共団体において創設され、長万部町においても第1回目を開催するものであります。

本日は、教育委員会制度改革の大きな柱であります、町長が主宰する総合教育会議の設置と、教育に関する「大綱」の策定、この2点について協議したいと思っております。

長万部町においては、教育委員会とは十分意思疎通が図られているものと考えており、これまでも、様々な機会を捉え、意見交換を行ってきたと

ころであります。このような、教育に関し議論を深める場ができたことを期に、教育委員の皆さまと私が力を合わせて問題を共有し、長万部町の教育の方向性をしっかりと導き出し、教育の向上、教育施策を進めていく第一歩となることを期待して、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

●事務局（総務課長）

ありがとうございました。

続きまして、教育長からご挨拶を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

●鈴木教育長

改めまして、皆さんこんにちは。

全国的な傾向として、教育の抱えている問題というのは、すごく複雑になり、また多岐にわたり、従前の学校教育、あるいは教育委員会制度がなかなか立ちゆかなくなった、そんな状況が発生し、ここだけではなく日本全国国民のレベルでも、その課題と認識が広がりつつあります。

振り返ってみますと、平成14年度の、平成14年度ですか、学校週5日制になりました。そして18年度には学校基本法が大きく変わり、そして平成19年度から始まった学力学習状況調査、そして今回法の一部が学校教育に関わっては、改正されています。

これまで、いろんな時代背景あるいは社会情勢の中で、この教育制度というのは変わりつつあるんですけども、今回は大きなポイントがあるかと思っています。個人的なつながりの中で大変恐縮なんですけども、この学校週5日制になったときには、私が校長として、長万部小学校に採用校長として着任しています。そしてまた今回の大きなターニングポイントである教育制度の変わり目に、またこの町で出会わせてもらったことに感謝し、一生懸命教育を進める覚悟であります。

今回この、今日の総合教育会議というくくりのもと、選挙で選ばれた町長がこの会議を招集、そして参画するという、これによってより民意が反映されることが可能になるのではないかなということの一つ感じております。

またもう一つは、町の予算の執行者である町長が参画できるということで、教育予算を意識して、そして教育施策を打っていく、そういうこともできるのではないかなという考え方も一つに、私は持っているところです。

地域の宝である、そしてまた地域の将来を作り上げていく子ども達の教育をどうあればいいのか、あるいは地域の人々の生涯にわたっての教育のあり方について、どう積み上げていけば望ましい姿になっていくのかということ、その道筋を進め

ていく今日の大綱を示していける、そんな総合教育会議でありたいなと願っているところです。

今日はどうぞよろしく願いいたします。

●事務局（総務課長）

ありがとうございました。

本日は第1回目の会議でございますので、教育委員会事務局の横井教育次長に、教育委員さんの皆さんの紹介をして頂きたいと思っております。

●説明員（教育次長）

改めまして教育次長の横井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、第1回総合教育会議にあたり改めまして教育委員のご紹介をさせていただきます。各委員におかれましては、自席にご着席のままでよろしいです。

はじめに、北山陽子教育委員長でございます。最初の就任は平成11年7月1日で、現在は5期目となっております。教育委員長としては、本年10月1日から就任しております。

次に、村上学教育委員長職務代理者でございます。最初の就任は平成16年12月23日で、現在は3期目となります。

次に、小野雄二教育委員でございます。最初の就任は平成17年10月1日で、現在は3期目となっております。

次に、大山喜美子教育委員でございます。就任は本年10月1日で、1期目でございます。

以上をもって教育委員の紹介を終わらせて頂きます。

●事務局（総務課長）

ありがとうございました。

それでは、会議が円滑かつ効果的に運営できるよう、庶務的な進行は事務局でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お手元の次第のとおり、本日は、議題の報告事項として、新教育委員会制度と総合教育会議について、協議・調整事項として、(1)長万部町総合教育会議の運営について、(2)長万部町教育大綱の策定についての計3件でございます。

それでは、さっそく報告事項の(1)新教育委員会制度と総合教育会議についての説明を、総務係長の方からいたします。

報告事項

(1) 新教育委員会制度と総合教育会議について

●説明員（総務係長）

総務課総務係の佐藤と申します。今日は、よろしく願いします。以後、着席のまま、説明させて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいた

します。

会議開催案内に同封しておりました資料のうち、右上に資料1と表示してあります資料をご覧ください。教育委員の皆さんにおかれましては、教育委員会より既にご説明されているかとは存じますが、簡単にご説明させていただきます。

教育委員会制度の改革について、趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保、プラス、①として教育行政における責任の明確化、②として迅速な危機管理体制の構築、③として首長との連携強化など、教育の中立性となっております。首長から独立した権限、合議制により一個人の価値判断に左右されない、委員の同一政党所属数の制限、教育長・委員の政治活動を制限などとなっております、今年の4月に施行されました。

概要につきましては、1 教育行政の責任の明確化として、教育長は教育委員長と一本化し、常勤の特別職となります。首長は議会の同意を得て、教育長を任命・罷免することとなります。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表。任期は教育長3年、教育委員は4年となります。ポイントですが、改正前における教育長は、施行日以降、委員としての任期に限り教育長として在職できるという経過措置が設けられています。本町は、この経過措置が適用となっております。新制度の教育長就任にあたっては、教育委員長はその任期が終了することになりますが、委員の任期は継続されます。新制度の教育長任命に必要な行為を施行日前に実施可とありますが、これにつきましては、本町の場合該当ありません。新制度の教育長が欠ける場合、あらかじめ指名された非常勤の教育委員がその職務を実施することとなります。

下の図は、現行制度と改正後の制度について示したものでございます。改正前は委員の協議により委員長及び教育長を任命しておりましたが、改正後においては、首長が教育長として議会の同意を得て任命し、教育委員会の代表者となります。

次のページ、裏面ですが、2 総合教育会議の設置、大綱の策定としまして、首長は、総合教育会議を規則等により設置することとなります。会議は、首長が召集し、首長・教育委員会で構成し、事務局については町長部局又は教育委員会事務局が担当することとなります。首長は、会議において、協議を行い、教育振興にかかる基本的な方針、大綱を策定し、重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき施策について協議・調整を行います。総合教育会議において、首長の職務権限及び教育委員会の職務権限については、これまでと変更あ

りません。

その下の、大綱の策定については、大綱はあくまで基本的な方針でありまして、子育て支援等についての記載は、首長の判断となっております。

協議・調整については、予算措置を伴う、重要な教育施策の方向性。例として、学校の統廃合、学力向上等に向けた教員の加配などの進め方が想定されます。児童、生徒等の生命・身体に被害が生じ、そのおそれがあると見込まれるなどの緊急事態への対処。いじめの重大事態については、別な法で調査機関を設置するものでありますが、予算措置等での協議は可能であります。教科書、教育課程編成、人事については対象外となります。

右側になりますが、町長・教育長においては、総合教育会議の結果を尊重しなければなりません。

下段のポイントにつきましては、割愛させていただきます。

続いて、資料の2をご覧ください。文部科学省担当局長からの通知で、今説明した概要を詳しくした内容となっております。

個々の説明につきましては割愛させていただきますが、1点だけ、資料の14ページをご覧ください。下の方の④施行日以後、新たに任命する委員の任期とあります。教育委員会の委員については、制度創設時に、最初に任命される委員の任期は、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とする特例が設けられおり、原則として教育委員会の委員は一斉に交代しない仕組みとなっております。新制度においても教育行政の継続性・安定性を確保する観点からは、任期が異なる教育長を除き、4年の任期である委員が、なるべく毎年一人ずつとなるように異なる年に交代することが必要であるため、施行の日から4年間に、一部の委員を4年より短い任期で任命することにより、各委員がなるべく異なる年に交代するよう調整する必要があります。と書かれております。

このことを長万部町教育委員の現在の状況に当てはめてみますと、任期満了が近い委員から、村上委員が平成28年12月22日まで、小野委員が平成29年9月30日まで、北山委員長が平成30年9月30日まで、大山委員が平成31年9月30日までとなります。

このことから、本町では先ほどの規定が指摘している偏った年に該当しないので、各委員の任期については全員4年となる予定であります。その他の部分につきましては、のちほど一読いただければと思います。

続いて、資料の3をご覧ください。今回の改正に係るQ&Aであります。資料1の説明と重複する部分がありますので、重点的などころだけ説明

申し上げます。

はじめに2ページのQ6をご覧ください。総合教育会議の事務局は、首長部局に置かなければならないのかにつきましては、文部科学省によると、総合教育会議の運営等の事務を行う事務局については、法律により、首長が総合教育会議を設置し、召集するとされていることを鑑み、原則として首長部局に置くこととなりますが、地方自治法の規定に基づき、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることは可能であるとされています。

続いて、Q7をご覧ください。総合教育会議は、年に何回開催するものなのかにつきましては、総合教育会議は、首長又は教育委員会が協議したい事項ができた時や緊急事態が生じた時に開催されるものであり、法律では開催回数 of の定めはなく、各市町村の首長と教育委員会によって決められることとなります。

続いて、3ページをご覧ください。Qの9で法律で総合教育会議を開くとされる「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」とは、どのような場合かにつきましては、文部科学省通知によると、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に該当する事項として想定されるものは、いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合が考えられるとのこと。

また、「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、災害の発生により、生命又は身体に被害は発生していませんが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合、災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があります。福祉担当部局と連携する場合、犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合、いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合が考えられるとのこと。

なお、以上のような緊急の場合は、いつ何時発生するか分からないものですので、本年4月以降、速やかに対応できるための事前準備が必要であります。

続いて、4ページのQ13をご覧ください。市町村において教育基本法で定める教育振興基本計画を策定

していない場合に、何をベースとして大綱を策定すればよいかにつきましては、教育振興基本計画を策定していない市町村においては、首長部局で策定している総合計画中の教育に関する部分を参考にするなどして大綱を策定することも一つの方法であると考えます。なお、教育基本法では、各地方公共団体において教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないとされておりますので、教育振興基本計画の策定にもご配慮ください。と書かれております。

以上、一部割愛させて頂きましたが、報告事項の説明を終わります。よろしくお願いたします。

●事務局（総務課長）

報告事項ということで「新教育委員会制度と総合教育会議について」説明がありましたが、何かご意見、ご質問等があればお願いたします。

制度の内容等につきましては既に教育委員会議の中でご説明があったと思いますが、何かごいませんでしょうか。

●村上教育委員

一つ聞いてもよろしいでしょうか。

●事務局（総務課長）

はい。

●村上教育委員

村上です。ここで緊急に会議を開くという場合の、児童、生徒の生命等の危険というときの対象となる児童、生徒の範囲というのは、町の教育委員会であれば小学校、中学校、ある意味そこまで、厳密に言うとはずね、なりますが、広くまちの子ども達という形になれば、園児から高校生、大学生まで考えるのかどうかはちょっと問題でしょうけども、この会議では大まかに言うと小中学生中心で、ゆるやかに高校生というような認識でよろしいでしょうか。それとも、もう少し実際には園児も含めて、なおかつ大学生もある種危険になったら若干考慮してもいいかなぐらいで、対応してもいいのかなっていうのを、大体の、あんまり厳密にやるのが良いことだとこの問題に関しては思いませんけど、とりあえずそこは、このQ & Aに関してはどうなのかなということで、教えていただけると。

●木幡町長

児童、生徒というのは小学生、中学生までを児童、生徒として教育委員会が所管する教育行政の中では、その部分に絞られるんでないか、どうなんだらう。

●村上教育委員

生徒というと高校生も生徒でして、大学生だけは学生になります。

●木幡町長

道立高校に通う高校生まで入るのかいと、それ

に関しては教育委員会でなくて道教委の判断材料になってくるんじゃないかと、そう感じるんだけど。そういったことから小中学生という捉えの方が強いんじゃないかなと。

●村上教育委員

はい。ですからその、私もまあ、半分提案みたいになるんですけど、小学生、中学生が中心になってということは動かないですし、教育委員会でも共通認識だと思いますけども、でも、町で暮らす小学生、中学生にとって、当然高校生や園児達の動向とかも、あるいは家庭は共通ですんで、結局そこで何か危険等があればそこは少しこの会議でも取り上げるというようなスタンスでいかがでしょうかということ、提案と言いますか、お話ししたところです。

●説明員（教育次長）

正しい解釈かどうかはあれなんですけど、法第28条、今クエスチョン9番のアンサーの中で法第28条が取り上げられて記載されているんですけど、その中で、学校の設置者又はその設置する学校は云々からいって(1)のいじめにより当該学校に在籍する児童等の生命云々っていう記載がありますよね、ということからみると学校の設置者であるということになれば、長万部町であれば中学校、小学校、で、道立学校っていうことになるので、設置者が道ですので、そこは一つことは離れたところになるかと思えます。

●村上教育委員

法律ではもちろんそうだろうとは思いますがということで、分かりました。

●事務局（総務課長）

よろしいでしょうか。

●村上教育委員

はい。

●事務局（総務課長）

ほかに何かご質問、ご意見とかございませんでしょうか。

特にないようですので、続きまして、協議・調整事項の(1)長万部町総合教育会議の運営についてに入りたいと思います。説明をお願いたします。

協議・調整事項

(1) 長万部町総合教育会議の運営について

●説明員（総務係長）

資料4の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔平成26年6月20日改正〕総合教育会議に関する部分の抜粋」をご覧願います。

総合教育会議の設置につきましては、法第1条の4に規定されておりますが、会議の運営につき

ましては、同条第9項の規定に、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定めるとなっております。

そこで、資料5の長万部町総合教育会議運営要綱(案)をご覧願います。

第1条は、趣旨についての規定でございます。改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、会議の運営等について定める、とさせていただきます。

第2条は、所掌事務についての規定でございます。改正法で規定されておりますが、要綱において明確にするものであります。

第3条は、構成員の規定でございます。第2条同様に改正法で規定されておりますが、要綱で明確にするものであります。

第4条は、会議の規定でございます。会議の招集は町長が行うこと、また教育委員会からその権限に属する事務について、町長に会議の招集を求めることができると規定されており、その手法について定めるものであります。

第5条は、会議の定足数についての規定でございます。これは、教育委員会に準じて規定しております。

次に裏面です。第6条は、関係者の意見聴取についての規定でございます。法律において、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項について意見を聴くことができるとありますので、このことにつきまして、要綱に明確にするものであります。

第7条は、会議の公開についての規定でございます。法律に会議は公開することができるとありますが、ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があると認められるときは、この限りではないと規定されておりますけれども、これらのことにつきまして、要綱で明確にするものであります。また、傍聴人の定員や決定、傍聴人の守るべき事項やその他傍聴に関して必要な事項につきまして、要綱で明確にするものでございます。これは、教育委員会会議傍聴規則を準用することとしております。

第8条は、議事録に関する規定でございます。法律に首長は総合教育会議の終了後、遅滞なく総合教育会議の定めるところにより、議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないと規定されておりますけれども、これらのことにつきまして要綱で明確にするものであります。

第9条は、事務局に関する規定でございます。総合教育会議については、首長が召集することとなっていることから、事務局は原則として首長部

局に置くこととなり、当町は総務課を現在事務局とする案をお示ししております。

第10条は、補足に関する規定でございます。

以上で要綱(案)の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

●事務局(総務課長)

案でございますが、長万部町総合教育会議運営要綱、大体、全国的にもこのような内容になっておりますけれども、この点につきまして何かご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

●木幡町長

いいですか。

●事務局(総務課長)

はい。

●木幡町長

7条の規定なんだけど、公開が原則となっただけど、非公開にすることのできる旨の規定が入っているんだけど、どういう場合に非公開、傍聴者を会議の席から外へ排除する。この規定は、どういう場合に、例えばいじめの事件があって、個人の名前が、例えば加害者、被害者の名前が出てくる可能性があるとき、その場合については、個人の情報漏れが想定されるから傍聴者は退席願いたい、こういうことかな。

●説明員(教育次長)

そうですね。それもありますし、職員の処分と言いますか、そういうことがあった場合についても傍聴はさせないよう、非公開とさせて頂いております。

●木幡町長

そのあたりをきちんと理解しないと、突然公開を非公開にすると行ったときに、切り方の問題が出てくると思うんで、それよろしいかな。

●鈴木教育長

いいですか。

●事務局(総務課長)

はい。

●鈴木教育長

これまでの話の内容に関わるきっかけとなったのは大津市であったいじめの事件なんです。それについては教育委員のありようが問われて、具体的に言うと、いじめた子ども達の名前が報道に出る前に顔写真がネットに出てしまったというか、そして、その報道関係がわかっている教育委員会が開かれたときには、そこに刺さってきているという状況があったんです。ですから、町長がおっしゃるとおりいじめや生命に関わる問題でも、その加害者との兼ね合いが前例としてはあるのかなと思っております。

あと、それぞれ想定されることは、今のところ

自分の情報としては持ってないんですけども、非公開にした方が子どもの安全とか、あるいはその子どもの保護者の安全というか、その地域にいられないとか、そういったことが関わる部分については慎重にした方が良いのかなと思っていますので、安全を確保すべき意味合いでのことだと思います。もしかしたら、全国的にこれをきっかけに思わぬ事があるかもしれませんが、それについても情報をしっかり持って、当町でも十分に対応できるような体制を整えていきたいと思っています

●木幡町長

いいですか。

●事務局（総務課長）

はい。

●木幡町長

町長が議長になってその議事を進行していくんですけども、その際に議長権限でバチッとやるのか、それともお諮りして、事案を諮って非公開にしたいという旨賛成、反対があったとすれば、多数決をとる、そういう諮り方でいんですか。

●事務局（総務課長）

皆さんにお諮りして決めていくことがよろしいのかなと思っています。

●木幡町長

権限でさ、これから非公開にしますって言ったら、どの条文が問題になって非公開にするのかも含めて協議したいっていう形にしないと理解が得られないかなと、ここが一番ちょっと危ないような気がするんですけど。

●事務局（総務課長）

そうですね。ということでよろしいでしょうか。

●村上教育委員

多分同じ話なので、又はで会議の公正が害されるっていう話もここには含まれているんですけど、これは、今度は傍聴者が何か言うとかそういう事態、秘密の方は今町長がおっしゃったようなケース、教育長がおっしゃったようなケースっていうのはまあ一般的に考えられるとは、それは非常に分かりやすく、しかも、それはやはり伏せた方がいい話なので傍聴者なしでやりましょうね、はいっていう話なんですけど、この会議の公正が害されるおそれというのは、これは、私はこちらの方がケースがちょっとよく分からないんですけど。

●木幡町長

傍聴者が後ろから意見を差し挟んできて、そして、我々の議論を公正なところから曲げられるおそれがある、といったとき。議会もそうなんだけど、議会も傍聴者が騒ぎ出したとき、議長権限

で退場を命ずることができる。

●村上教育委員

それは、公開、非公開とは関係がないですよ。傍聴者を出すのであって、この条項は公開するか非公開にするのかという点で、会議を非公開にするケースとして会議の公正が害されるおそれってことですよ。

●木幡町長

7条の規定よりも、かえって7条第2項の規定にこれが入ればいんでないかな、例えば傍聴者の規定の中で、きちっとうたわれると、それは公正さが欠けないってということなんだろうと。

●村上教育委員

多分、傍聴者の守るべきってやつだと、第3項のやつが、おそらく第3項で多分この中に議事進行を著しく妨げる者はみたいな話しが多分入っているはずですね、私は見たこと無いんですけど、きっと入っていて、ただ、この第1項の方が公開、非公開の問題で会議の公正がっていうときに、むしろ乱れてて、僕らがどきどきしちゃって、何か思ってもないことを言っちゃうようなケースっていうようなことなんですよ。だから、どういうケースなのか、多分過去には何かそれに該当するケースがあったんだろうと思うんですけど。

●木幡町長

議会もそうなんだけど、特別な事案が議案になったとき、圧力団体ってありますよね、一斉に入ってきた段階では、議員さん方も自由な発言をしたいんだけど、そしてまた反対もしたいんだけど、それができなくなっちゃうケース、これはやっぱり公正さを欠くという事に繋がっていくおそれがある。これは今おっしゃるとおりだと思います。今日は誰も来ていない。ところが、大きな問題を抱えて、いじめの問題だとか、そういう問題がここで議論されるとなると、後ろに傍聴者が、10人と規定してるからあれだけでも、結果的には10人まるまる入っちゃって、それらを中止するとなると、やっぱり委員さん方の発言が、したくても、ここまで手を挙げたいけども、発言が弱る。こういうのを公正さを欠くっていう大きな原因になるんでないかなという気がするんですけど。

●村上教育委員

その時にまた同じように、議長である町長の方からいかがでしょうかということ。あるいは我々の方から申し訳ないんですけどこの議題に関してはということでご退場頂くということになるというふうに理解します。

●事務局（総務課長）

それでよろしいですか。

●村上教育委員

はい。あともう一点すいません。第2項の10人というのは、これは何か、この人数制限って必要なのかなというのが、合理的によく分からないので、例えば必ず会議がここであって、後ろのそのスペース上となれば、例えば会合のその人員で毎回制限するとかっていう条項になるのかなと思うんですけど、もし、それこそ町民の関心が非常に高い議題で、これはもしかしたら広く公開した方がいいとなればその10人なんていう定員じゃ少ないので、もっと増やしたりするのは可能なかなと思ひまして。

●木幡町長

法律で10人という縛りがあるわけではないのかい。

●事務局（総務課長）

それはないです。

●説明員（総務係長）

ここで開いたり、向こうの庁議室とかで開いたりということがあるので、向こうで開いた場合は10人がいいところかな、とか、そういったものとあとほかの町のをちょっと参考にしてこのくらいかなと、ただ、言われたようにやっぱり重大な事案になるとやっぱりそれなりに関心も高くなるので、もっと増やしても、柔軟性を持った方が良いというのも。

●村上教育委員

定員という形でここで決めてしまうと、それこそ10人しか入れられませんということで、事務局の方がそれで縛られてしまうのは、あまりよろしくないのかなと思うんです。例えば会場等の都合、条文の書き方は分からないんですけど、種々の条件を鑑みてその最大限とかっていう感じでいかがでしょうかということ。

●木幡町長

会場の都合により、先着順により決定するという形にしてはどうでしょう。

●説明員（総務係長）

開催の都度決定するということですね。

●村上教育委員

そうですね。

●事務局（総務課長）

ちなみに10条では救えないんですかね。とりあえず10名としておいて、もしその事案によって多数の傍聴の方が見込まれる場合は会議に諮ってもう少し人数を増やすようにするというのは。

●小野教育委員

原則として、はどうですか。

●事務局（総務課長）

そうですね。原則として10名とする。

●木幡町長

傍聴人の定員は原則として10人とし、先着順により決定する。

●村上教育委員

いろんなケースを考えた時に、例えば関心の度合いとか強さって色々あって、変な話し10人埋まって、行ってもいいなと思ってたけど10人埋まってだめだから行かなかったっていうのって、せっかく関心を持って頂いたのに惜しいなというのがあるんで、私としては逆に、基本的には定員を設けないけども、場合によってはあるとか、逆にその定員を設ける方が例外という方が、公開というのが原則だということになるんだと、イメージなんですけど定員というと少し、見る、聞きに来る人を制限してるとか、長万部町ではあり得ないと思いますけど、大きな市や町であれば、ある政治団体が、結局ある事柄を通すために定員分さっと手を挙げて埋めてしまうなんていう、そういう作戦だって当然あり得るわけで、それで先ほどの会議の公正という点で傍聴席から圧力をかけてやろうかという感じがありますけど、何か数字が入るとどうかなという感じがしますよ、もちろん今小野委員がおっしゃった原則ということで、大体の人数は決めておいた方が便利だということで決めますということが良いとは思いますが、ちょっと感想というか。

●事務局（総務課長）

村上委員の話にもありますけど、制限するというのはいずれい部分もありますので、定員については定めなくて、都度会議の中で制限する必要がある場合については制限すると、先ほどの非公開の話しもそうですけども、非公開にするしないも、あるいは定員についても会議の中で決めていくという方法でよろしいでしょうか。

この条文、第2項を削りまして。

●北山教育委員長

条文として入れなきゃないんでしょう。

●村上教育委員

定員の条文が必要なかどうか。

●北山教育委員長

消すということですか。まったく。

●事務局（総務課長）

はい。いろんな町の要綱とか見ると定員を10名と、大体このくらいの人数で入れているところがあったものですから、それを参考にさせて頂いて入れた部分もあるものですから。

●木幡町長

はい、必要あるかないか。

●北山教育委員長

文章として、傍聴人の守るべきってすぐ入るんですか。

●事務局（総務課長）

そうです。

●村上教育委員

第2項になるということです。この流れでもし第2項を削ると、もし制限しなければいけないときはその都度第10条あたりの項目で対応するっていう感じですね。

●事務局（総務課長）

そうですね。この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は町長が会議に諮って定めるといいますので、その条文の中で決めて頂くということです。

●木幡町長

この会議に諮ってっていう、会議の前に傍聴者が入ってくる場合、それをさ、入ってから制限かけるっていうのも、どう考えればいいのか。

例えば10人くらい残ってあとは出て行ってくれっていう、はいそうしますかって言ったときに、今度は一回傍聴に入った人達が出て行くかっていったら、この傍聴の規定っていうのは、きちとなければ、会議に諮って決めるって言ったなら、これ騒ぐぞ。

●村上教育委員

町議会の議場の傍聴人の人数って何か規定ってあるんですか。

●木幡町長

全然限定していない。傍聴者の人数は何人って決めてない。だから、たくさん入ってくれば補助椅子を出してでも歓迎する。ただ、傍聴者が発言したり騒いだり、それこそ飲食したりしたら退場させる規定があるからそれはそういう対応をする。

ただ、入れない場合、傍聴席に補助椅子を入れても入れない場合は、これはもうどうしようもないから閉じちゃうけども。

●村上教育委員

もしその方式でこの会議も賄えるのであれば、僕のイメージはそのイメージだったんですけど。

●木幡町長

ただここにさ、教育委員会の方の第2条から第9条。

●説明員（教育次長）

教育委員会では、人数は定めてません。原則公開っていうのを前提に、傍聴人の人数っていうのは。

●木幡町長

規則第2条から第9条までの規定、これちょっとコピーして持ってきてくれないか。第2条から第9条まできちっと読み返してみないと。

●説明員（総務係長）

傍聴席がいっぱいになったら閉めますよみたい

になっているんですよ。

●説明員（教育次長）

私が今までで、ただの一回も傍聴者はいないんです。

●説明員（総務係長）

ただ、この会議はいじめとかそういう。

●説明員（教育次長）

そういう事件があったときにはあれだけど、そのときには非公開になっちゃうだろうから、そういう事件の時には、そういういじめっていう問題だとしたら非公開になっちゃうから、名前なくて、学年なくて議論っていうのはできないから、非公開になってしまうから。

●木幡町長

そうだよな、児童、生徒の名前から保護者の名前まで当然出てくるわけだから。

●説明員（教育次長）

加害者、被害者の名前、例えば何年生のA君と言ったところで、いろんなものが、やっぱり想像して漏れていってしまうので、そういう事案の場合は完全非公開にせざるを得ないから。

本当に公開の時の会議というのは、何らそんな、差し障りのない会議というか、そういうことがほとんどなんですよ。

●木幡町長

最初にきちっと決めておかないと、後で決めますっていったら事務局が大変になるぞ。こういう規定でいきましょうっていうのは、常に決めておけば会議の開催前に今日の会議はこれだっていったら非公開だとか。

●村上教育委員

あふれるという想定でこの規定を決めるのであれば、むしろ傍聴人が会議室からあふれる場合は町民を優先するとかとって、報道機関だとか商売の人を外すという規定があった方が僕はいんじゃないかと思うぐらいですね。

●小野教育委員

私もそこはそうですね。傍聴人にオープンなのか、町民を優先するというのがあるのかなと。

●村上教育委員

わっと人が押し寄せたときに、町民があふれるんじゃないかって、あふれなきゃいけないのは町外の人、町民以外の人だとかという方が、なんかこう良いと思うんですけど。

（主幹兼学校教育係長がコピーを配付）

●村上教育委員

第3条があるんで、これでいいんでないですか。

●木幡町長

今配ってるコピーした傍聴人規則を適用するって事も第3項にあるから、7条第2項を削除して

も大丈夫。

●説明員（総務係長）

はい大丈夫です。

●木幡町長

7条第2項を削除。

●村上教育委員

こっちの傍聴人規則の3条であふれてるときは、会議に先に集まっているとはいえ、町長の方から提案されて、ここは町長権限で制限することが可能ですから、諮る前に事務局の方から町長に報告がいつてそれである形で制限して頂ける。

●木幡町長

会議の前に、前段でそれを承知すると。

どうします。いいですか削除して。

（「はい」の声あり）

7条第2項を削除して、7条第3項を第2項にする。

●説明員（総務課長）

ということで、もう一度確認しますけども、会議の公開については、7条第2項にある10人という定員を削除して、その次の第3項ですね、教育委員会の傍聴規則を読み替える規定がありますので、そのような取り扱いにするということでしょうか。

（「はい」の声あり）

ほかに何かございますでしょうか。なければ次に進ませて頂きたいと思えます。

それでは、長万部町総合教育会議運営要綱につきましては、只今の議論の中で整いましたので、この要綱に基づきまして、会議の運営を図ってまいりますと思えます。ただし、本日の進行につきましては、要綱第4条で町長が議長を努めることになっておりますが、このまま私の方で進めさせて頂きます。よろしくお願ひいたします。

続いて(2)長万部町教育大綱の策定についてに入らせて頂きます。

協議・調整事項

(2) 長万部町教育大綱の策定について

●説明員（総務係長）

さきほど、報告事項のQ&A13番でも説明いたしましたが、市町村において教育基本法で定める教育振興基本計画を策定していない場合に、何をベースとして大綱を策定すればよいかにつきましては、首長部局で策定している総合計画中の教育に関する部分を参考にするなどして大綱を策定することも一つの方法であるとされております。

教育大綱の対象期間は、法律では定められていないことから、各地方公共団体の実情に応じて判

断することになっておりますが、文部科学省通知では、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを考慮すれば、4年ないし5年程度を想定しているということでございます。しかし、新たな首長が就任した場合に、前の首長が策定した大綱を見直すかどうか、あるいは新たに大綱を策定するかにつきましては、当該首長が判断すべきことになるということでございます。本町では、平成23年3月に第3次長万部町まちづくり総合計画が策定され、教育・文化・スポーツに関する施策が記載されておまして、この計画の期間は、平成23年度から32年度までの10年間となっております。

現段階において、目標や施策の根本となる方針の部分を大綱と位置付けるということで、当該計画をもって大綱に代えることとした場合には、総合計画の残りの6年間は教育大綱の対象期間となります。他の地方公共団体の状況については、事案としてはまだ少ないですが、首長の任期に合わせた期間を対象期間としている例や教育振興基本計画等の残年数を対象期間としている例もございました。

そこで、資料6の長万部町教育大綱（案）をご覧願ひます。これまでの説明を踏まえまして、長万部町まちづくり総合計画を参酌し、計画の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱として明記したものでございます。

1 大綱策定の趣旨でございますが、法改正により、より民意を反映した教育行政の推進を目的として、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定が求められていることから、総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針を定めることを、趣旨としております。

2 大綱の位置付けでございますが、法に規定する基本的な方針を参酌しつつ、長万部町の教育目標の実現を図るため、平成23年3月に策定した「第3次長万部町まちづくり総合計画」の教育・文化・スポーツに関する施策を踏まえて策定するものとし、関連のある長万部町教育目標（昭和48年制定）も記載しました。

3 大綱の期間につきましては、まちづくり総合計画との整合性を図るため、平成27年度から平成32年度までの6年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしております。

2 ページをご覧ください。4 基本目標ですが、「個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり」ということで、まちづくり総合計画から抜粋したものを記載しております。

5 基本方針につきましても、(1)生涯学習活動の

充実、(2)家庭・学校教育の充実、3ページに移りまして(3)地域文化の育成、この3つの項目につきましても、まちづくり総合計画から抜粋したものを記載しております。

最後に4ページをご覧ください。6関係法令条文(抜粋)として、大綱に関する二つの法律の条文を載せております。

以上で大綱(案)の説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

●事務局(総務課長)

案でございますけれども、長万部町教育大綱、今の説明のとおり、第3次長万部町まちづくり総合計画から参酌したものでございますが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いたします。

●村上教育委員

中身じゃないんですけど、聞いてもよろしいでしょうか。

●事務局(総務課長)

はい。

●村上教育委員

まず、この大綱自体長万部町のまちづくり総合計画から引っ張ってきているということなんですけど、原則というか、法律上はどっちにプライオリティーがある、どっちの優先順位が高いのか、例えば、極端な話しですね、ここで新しく大綱を作りましようと言っちゃう、で、作った場合は、このまちづくり総合計画の中にある教育の項目とここで作った大綱とではどっちが優先されるのかっていうのはこっちになるんでしょうか。前提の理解の問題なんですけど、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

●事務局(総務課長)

個別のこまい所でなくて、あくまで大綱なので、大枠なので、基本になるのは、ベースになるのはまちづくり総合計画の教育に関する部分が本当の大枠になってくると思いますので、それに反した計画はどちらにしてもできてはこないのかなと。

●村上教育委員

ここで矛盾したことを、極端な例ですよ、そうしたいというのではなくて、矛盾したことが例えばここで決められたときに、当然整合性を政治の場合保たなければならないので、どっちかを引かなければならないとき、引くのはどっちかという話しだけです。

●説明員(教育次長)

そういうことがないように、まちづくり総合計画を基本にこの大綱を作ってるんで。

●村上教育委員

それは理解してるんで違うんですけど、僕はこの話しをするときの前提となる優先順位の話だけ

であって、ここで矛盾がないように作ること自体反対してるわけではなく、そうしてほしいと思ってますし、別にこの内容に関して全く関係なくて、僕が確認したいのは、自分の立ち位置というか、この会議の立ち位置だけを確認したくて、まちづくりの総合計画で定められているやつと、今後ここで話し合ったやつが、僕らの気がつかないうちにバッティングするってことがあったとして、教育行政としてはどっちが優先されることに、規則上なってるのかということだけです。

もしそんな規則はなくて、そこは矛盾しているなというときには両方で調整をすることになるのかどうなのかという、そこの位置関係というか、力関係というか、それを確認したいというだけです。

●説明員(総務係長)

矛盾はあるとは想定していません。矛盾しちゃ行けないのは理解していると思うので、矛盾はあり得ないんです。

●村上教育委員

そうすると、逆に矛盾があり得ないとなっちゃうと先に決めた方に合わせるということになっちゃいますよねっていうのが次の質問、つまりこの大綱の期間、1ページ目の第3次まちづくり総合計画云々の3行目ですね、状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ必要に応じて見直しをすると、ここで見直しをした方が良いという提案をしたときに、それで決まりなんじゃなくて、総合計画をやっているそっちの会議の方でその見直しで良いですよと言ったときに、あるいはそれはいやだと言おうが言ったときに、それは町長が最後にこっちをとるといった決まりなのか、それともそれで向こうが蹴ったら僕らはそれに従わなければいけないのかっていう、そういう優先順位の話だけで、すいません、もう一回これを変えたいというわけでもないし、それで何か聞いたからこれをひっくり返したいというわけでもなくという、自分がこの会議で、こういう大綱とかを考えたときにどういうスタンスでこれを考えたらいいかだけをお聞きしたい。

●説明員(総務係長)

たまたま今は、この制度が後から始まってきているので、法律が後から変わってきているので、最初にまちづくり総合計画があるからそういう話になると思うんですよ。

●村上教育委員

そうすると、少なくとも平成32年の段階で、もう一回これを見直しましようねといったときに、見直しをするのはこっちなんですよ。

●説明員(総務係長)

こっちからも、こういう中でもんだものが、従来もまちづくり総合計画の方に、教育の方で話しをしたものが計画に載ってきていると思うんですよ。

町で作って、これに沿ってやってくださいというものでなくて、教育の部分で、自分の所管している部分の、今ここに書いている、こういった内容の計画というか、案がまちづくりの、町全体の方に教育部門はこういうふうにしてほしいというビジョンとして出してきていると思うんですよ。

●村上教育委員

出しますけど、例えば総合計画の、例えば僕が委員だったとしてですよ、全体のまちのビジョンから見ると教育委員会等からあがってきたこのビジョンでは、ここは矛盾するのでここは修正してくださいねと言って下ろせるっていう位置だという理解を、総合計画の場合はすると思うんです。

その関係が、こことこの総合計画との関係はどうなってるんですかということですね。

●説明員（主幹兼学校教育係長）

修正そのもの自体は、もちろんその場面場面に応じて可能だと思うんですけど。要は紙媒体に書いているものを消したり貼ったりということはできませんけども、その時々にある教育行政の中でこういう、今こういう風に変化してるから、こういう風な大綱の中の施策、ちょっとこっち側に修正した方がいいんじゃないかっていう提案があれば、その提案はこの中で協議されて、その方向で行こうとなれば、その方向を採用するということも十分あり得ると思うんで、OKかOKでないかということでもなしに。

●木幡町長

具体的に、例えばここで話すじゃないですか、米代係長が言うように、こういう修正が必要だということが、修正したら、まちづくり総合計画をローリングさせるっていうこと。

●説明員（主幹兼学校教育係長）

そういうことです。

●木幡町長

それは可能かって言ってるわけですよ。

●村上教育委員

それは可能なんですね。

●説明員（主幹兼学校教育係長）

はい。

●木幡町長

ローリングさせることについては、その時期時期に見直しをかけて、やっていくというのは基本的にOKだと思うんだけど、まず第一に教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌してあるんだけど、このことを重要な位置付けとしてきちっと捉えていかないとならないということ。

良いよね。やっぱり協議して、どんな総合計画であっても、10年間っていったら時代の衰勢が変わる。それは、その時々で必要があれば見直し、ローリングをかけていけば、基本計画からその修正をしてこれに近づけていくっていう考え方を持たないと、両方でやってどっちが先かといったら、先に決められている第3次長万部町まちづくり総合計画が基本になって、我々地方自治を運営しているわけだから、それは毎年違ってくるんだよね、計画どおり10年間いくって話にはならない。そこはローリングさせることは十分可能だから、ここで協議したやつを、まちづくり総合計画でローリングさせる。こういうこと。

●村上教育委員

良いっていうことですね。

●説明員（総務係長）

はい。ここでそういう話が出たら、総合計画の方にはそういう話しをして、見直しが必要かっていうのをそこでも、ここで言ったから絶対というものではやっぱりないけども、お互い議論し合っただけという。

●木幡町長

極端な話し学校建てますよって言った。それがまちづくり総合計画に則って平成27年に建てると言ったけども、財政的に厳しくて29年になりましたと、これも見直しなんだよ。基本計画の見直し。だから、そういう話をした上で基本計画を見直して10年間いくというのが一番素早い答弁だと思うけど。

村上委員そういうことで。ここで話しされたことも、大綱について大きく変わる部分については、まちづくり総合計画をローリングさせると、こういうことで。

●村上教育委員

了解です。

●事務局（総務課長）

よろしいでしょうか。

●村上教育委員

すみません。何か、僕の方が質問があまり良くなかったです。

●事務局（総務課長）

ほかに何か皆さんの方からありますでしょうか。ほかに特にご意見がなければ、こちらを大綱として定めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

では、なしということですので、事務局案のとおり決定することとさせていただきます。

以上で本日の議題は終了となりますが、その他各委員の皆さんから何かございますでしょうか。

●村上教育委員

いいでしょうか。前の教育委員会の会議で一応ある程度のことは聞いてたんですけど、結局年に2回とか3回とか、定期開催とかっていうのはどんな感じに。

●事務局（総務課長）

回数の特に定めはないんですけども、開催の必要が生じた場合ということにはなっておりますが、次回については2月くらいに、予算が固まってくるのが、1月に町長査定がありまして、2月の頭くらいに固まってまいりますので、その頃ですね、次回の会議を開催させて頂きたいと考えておりました。

今日と同じく、教育委員会議の後に開催させて頂ければ有難いと思ってました。

●村上教育委員

不定期に開催というのはもちろんそうだと思うんですけど。例えば、毎年この月は大体やるつもりで、そういうのが今のところない感じだと理解します。

●事務局（総務課長）

皆さんの方から何かあれば。

●木幡町長

町長が招集する場合もあるし、教育委員会の方から問題意識が出てきて招集をする場合もあるっていうことだから、定期、不定期関わらず問題が生じたら速やかに開催するっていう、特に、児童、生徒の生命、財産に深く関わる部分が発生したらとにかく速やかかっていう言葉が使わさるんで、招集規定を作る前に何が起きるかかっていう、そういう所で回数も変わってくるし、問題が発生したら解決するまで何回も順を追って会議を開くっていうことには繋がっていく、だからちょっと今、これは走って見ないと何とも言えないね。

今までは、行政と教育というのは別な方式で歩んできたから、まったく行政側というのは、教育にいささかの口を挟むというのはなくて、学校の設置くらい、あと教育的な議会で予算を、教育に関する予算を査定、今度この会議があると、どっちが先行してやるのっていう難しさが出てくるのは認識はしてるんだけど、大津のいじめ、あのときは責任の所在が明確にならなかった、あれが一番大きいよね。

●村上教育委員

原則不定期開催ということで、私の方は構わないです。

●事務局（総務課長）

まず1回目については、協議事項として、執行する事業等についての意見交換をして頂くということで、当初予算の策定前には1回開催し、後も

う1回は。

●説明員（総務係長）

特に重大な、先ほどから出ていますいじめ等がない場合でも、定期的と言いますか10月と2月頃、今相談したんですが、年2回くらいは話す機会を設けたいと思います。

●事務局（総務課長）

では、最後に町長の方から閉会の挨拶、よろしいでしょうか。

●木幡町長

第1回目の総合教育会議を開催させて頂きました。大変長時間にわたってご協議頂いておりますけれども、基本的な柱である総合教育会議の設置、それから大綱を取りまとめたということでございます。

冒頭で話しがあったとおり、予算の関係も出てくるので、予算査定が甘くなるような気がするんですけど、今まで教育予算の関係についても普通の各課の査定と同じに見ながらやってきたんですけど、何かこの会議に入っちゃうと、言われたら仕方ないなと思って、去年みたいにばつばつと外せないのかなと、にこにことして採用とか、そういうことも含めて、今後も教育委員の皆様方のご協力を頂きながら、長万部の教育について、特に児童、生徒が安心、安全な教育を受けられるような、そんな長万部の町にしていくということ、それに加えて幼児から高校生、大学生まで長万部は抱えているので、広く物事を考えながら進めていかなければと思っておりますので、できる限り穏便に済ませれば1、2回の会議で済むのかもしれないけど、いろんな情報があったらまた、それらの情報を共有しながら、この総合教育会議を開催して、和やかな雰囲気です長万部の町のために協力して行ければと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

閉会

●事務局（総務課長）

以上をもちまして、平成27年第1回長万部町総合教育会議を終了いたします。お疲れ様でした。

午後3時54分閉会